

自 小 作 農	二	四・五
自 作 兼 農 勞	二	四・五
小 作	一	二・二
共 同 農	二	四・五
勞 働 兼 零 細 農	五	一・三
農 業 勞 働 者	一〇	二・七
雜 業 者	四	九・一
計	四四	一〇〇・〇

即ち本屯は四十四戸中雜業者四戸を除き殆ど直接農業を営むものが之に従事し居るものにして純然たる一農村なり。就中自作農の十八戸は部落構成の中心をなし更に(12)(19)(28)(30)の四戸は屯の四大戸と稱し二十年來交替に村長又は甲長となり直接間接村民の面倒を見て屯の重鎮をなすものなり。彼等は生粋の土著民にして祖先の略歴を尋ねれば大抵百五十年乃至二百年前吉林方面より來れる占山戸なりと。

農業労働者及零細農の相當あるは之滿洲農村の普遍的現象なり。而して北滿の如き比較的廣面積なる農業經營には缺くべからざる勞力の供給者にして同時に又關内移住農民の最初迎るべき階段とも云ふべし。

小作と見做すべきものは只一戸のみこれとて「鋤青」なる勞力提供を要件とする形式にて他人の爲めに耕作し收穫期になれば生産の幾割かの分配を仰ぎて生計を支へ農民としての發展階段より見ればむしろ農業労働者の部類に入るべきものなり。

所謂共同農の二戸は之を(挿具)とも稱し經營計算上の共同にあらずして經營方式の協力を云ふものなり。即ち一方土地と肥料とを提供し他の一方は種類及人夫等を提供するものにして收穫期に生産量を二分する方法なり。而て右に掲げたる(27)と(35)は何れも土地を所有せざる方にして(44)の「鋤青」より生産手段たる役者と農具の實力を有するものなり、雜業者の四戸は大工と炊事夫と馬車夫等の種類別を見る。之等は農業經營に直接關係なきも農村の健全なる發展に於て又缺くべからざる要素をなすものなり。

茲に特筆すべきは部落四十四戸中地主又は地主兼業の一戸をも發見せざりしことなり。之は或は當地開放沿革上の然らしむるところにして即ち古くより招墾したることに依り土地は先住農民の爲に握有せられ土地集中の機會が過去に於て鮮かりしことに依るものならん。

第四節 開放の沿革

乾隆二十六年露清國境線問題に關しある外交事件が惹起されし頃、清國は原吉林省地方の烏拉、寧古塔一帶に駐在せる滿洲八旗及盛京省遼瀋地方に駐在せる站丁、站兵を當省の國境線環理縣に送りその一部は齊々哈爾及現在の昂々溪附近に留まりたり。此等の移住民は或は牧畜に或は耕作に廣漠なる原野を自由に占有使用したり。

此の間百餘年にして清末葉に至り丁度露國の勢力が北滿に浸透せし頃、時の黑龍江將軍(光緒三十二年)程雪樓國防的意味より積極的に當省の屯墾事業に力癈を入れ黑龍江省墾務總局なるものを設け、從來の無能無力なる旗兵駐隊制を廢し専ら關内の移民を招來開拓せしめたり。俗に之を「擄勇開墾」と云ふ。此の時新放官荒の拂受者に對しては勿論、舊來の占山戸(蒙族人)に對しても墾務總局發行の地照を發給しその業主たるを追認したるも固より毗連冊すらなきことゝて地照に記載すべき面積に付ては人民口頭申告の儘に委すより何等根據となるべきものなかりき。

民國三年朱慶瀾の黑龍江將軍時代、兼て計畫せられたる黑龍江全省清丈を舉辦し原領者に對しては浮多面積を除き無料にて地照を發給し従前の權力關係を一層明確にし、新しき拂受者には地價の交付に従て發照したり。

而るにこれ等の地照は財政部に於ける印刷の都合上間に合はざりし故、一先當時清丈局及びその分局の發行に係る信票(假地券)を交付し以て後日本地照の引換に資したり。

斯くて當省の清丈事務は民國七年を以てその結果を見たるも未だ部照(財政部發行のもの)の引換をなさざる信票の所持者相當民間にありと謂はる。(縣公署財務局の所談に依る)

第五節 部落の經濟狀態一般

當部落の主要農産物は斷然小麦を以て第一位とし耕作面積の約八割を占め、大豆、粟、蕎麥之に次ぎ高粱は殆ど之を認めず。收穫したる小麦は翌年に要する種子を除き殆ど全て省城に出廻りその取得現金を以て他の生活資料及び日用品を買入れるものにして就中常食料とする稷子米は殆ど他より購入するを普通とす。

家畜の飼養も普通牛馬二三頭乃至三四十頭迄所有するものもあるも主として耕作役畜にして元より家畜收入を目的とするものに非ず。豚は自家用肉並に肥料集積を以て目的とし農家經濟を特に潤すべき副業的家畜飼養も認められず。

其他現金收入としての副業は極めて少く或る二三特殊農家が農閑を利用して省城克山間運搬を営み（拉脚）僅かの賃銀を得るに止まる。（齊克鐵路敷設前迄は馬六頭あれば冬期一季の収入僅に千圓に上ると云ふ）

中以下の農戸は冬季他人所有の野原の草刈請負をなす。即ち一定の代價を野原所有者に支拂ひて同野原に生長せる牧草（飼料用）又は黃草（燃料用）を刈取りその賣上代金との差額を多少利得するものなり。之を「打草」と云ふ。

尙當屯に於ては五六年前迄は農家婦人の唯一の收入として製網用糸の捻寄りありしが、爾來嫩江上の魚獵衰退に伴ひその需要激減し近年殆ど之を見ず。

當屯は會て龍江縣下の裕福なる村として著稱せられしが大同元年に於ける馬占山に依る兵災と大同二年北滿米會有大水害とに遭遇し屯の中堅農家も遂に身を負債の淵に沈めざるを得ざるに至り現に春耕貸款を擔はざる自作農は甚だ稀なり。然れども江西一帶及省城近郷に於けるが如く糠さへ食はれざる疲困状態に比すれば猶遙かに裕福なりと云ひ得べし。

第二章 農民の租税公課負擔

第一節 總 說

本屯は前章に述べたるが如く經濟的に猶比較的堅固の境域にある關係上租税公課に對する貢納の頗る好成绩なること調査の進行中ツク／＼之を感じ得る所なり。彼等農民は糧石税の負擔、日常用品たる被服類の負擔轉嫁等の關係には勿論無頓著なるも土地に關する税金に付ては頗る鋭敏にして如何なる文盲もスラ／＼と之を答申するものなり。殊に大同元年度の田賦半減令は明瞭に之を意識し調査員の前に堂々新國家を謳歌するものさへ見受けられたるは又微笑まじき所なり。

尙本屯は現在鐵道愛護村となりをり、畜種、種子の改良、貧民の救済等目下行はれつゝあり。他に協和會員たるもの十二名何れも朴直なる農民にして、將來之等の指導扶掖に依り村の日一日と外界の空氣に接觸し更に新らしき建設へと邁進すること刮目して待つべきものあらん。

第二節 土地に對する租税公課

一、田 賦

こゝに田賦とは地租、三費响捐、經徵費、山林、水上游撃費を含む、その响當税率左の如し。

地租江洋三角（下則）

三費 一分

經徵費 九厘三毫

山林游撃費 八分

水上游撃費 五分

合計四角四分九厘三毫

二、响 捐

地方响捐とも云ひ大同元年以前は警學捐と呼ばれ學校、警察、實業、自治、保甲等の經費に充當せられたるに依る。税率は大同元年度迄は江洋三角六分二厘なりしも大同二年より縣警察隊改編經費捻出の爲め二角三分八厘の増稅方を省公署に稟申し許可せられて江洋六角に改め同年七月より國幣四角三分を徵收し現在に至る。

三、公共地收養捐

當屯に於ては民國三年の清丈により特に收養地として一定の面積を劃定し村の公共用地となしおれり。地照面積は一七〇响、納税面積一二二〇响（草原地は普部七扣納捐するものとす）にして地照は代々村長の手に保管さる。收養地に對する租税としては縣の响捐あるのみ。その納付方法左の如し。

納税面積	响	稅 額	劃 當 實 數	一頭當	備 考
		國幣		角	
一二〇		五一・六	牛、馬、騾合計三〇〇頭	一・七二	騾及存畜は計入せず

右劃當頭數は必しも一定せず。三〇〇頭とあるは去年の分に依る。

四、香火錢

屯内關羽を奉祀せる關帝廟一所あり。毎年舊五月十三日（關羽の單刀赴會の日）六月二十四日（誕生日）、舊正月の三回は祭祀を舉行し、中前の二回は盛大に之を行ふ。豚、羊等の祭祀品を供へ豊作の年は演劇をもなす。之に要する費用は凡て屯民の釀出に依るものにしてその割當方法は従前利半仗數に依りしが現在土地所有面積に依る。金額は年に依りて一定せざるも去年は一响地當八分たりと云ふ。尙土地を所有せざるものも本人の志望により釀出することあり。又土地所有者もその釀出金額は土地面積と必ずしも一致し居らず。本調査に於ては一に本人の申出額に依れり。

この香火費は本屯唯一の公課とも目すべきものにして、國稅、縣稅の外にこの負擔を以て最大なるものとす。

五、學校攤款

屯内に康徳元年九月十日より縣立第二十七初級小學校の創設を見たり。縣立とは云ひながらも縣教育費不足のため學校開始に要する机と腰掛等の諸設備は悉く屯民の攤派するところとなり（校舍は關帝廟使用）之が割當の標準は土地所有者は土地、なきものは學齡兒童數に依る。尙土地一响當は國幣二角を要したり。

本項は一種の公課と目するよりむしろ屯民の一時的非常支出と考ふべきものなるが本調査は過去一年間に於ける農民の負擔事實を捕捉するを目的とするを以て租稅公課の中に含ましめたり。

以上屯民の土地に對する負擔を一覽表を以て示せば次の如し（調査戸數二十二戸）

調査戸號	土地所有 總面積	田賦		响捐及牧養捐		公課		合計	
		納稅面積	稅額	响捐面積	稅額	香火錢	學校攤款	江洋	國幣
三	一响	一响	江洋圓	一响	國幣圓	國幣	國幣圓	元	圓
四	一响	一响	〇・二〇	一响	〇・六	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・六
五	一响	一响	〇・二〇	一响	〇・六	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・六
六	一响	一响	〇・二〇	一响	〇・六	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・六

九	二・一	二・五	二・五	一・五	二・五	二・〇〇	二・一〇	二・五	一・六
一二	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
一三	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇
一四	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
一六	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
一七	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
一八	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
一九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
二〇	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
二一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
二二	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
二三	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
二四	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
二五	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
二六	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
二七	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
二八	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
二九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
三〇	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
三一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
三二	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
三四	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
三六	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
三九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一
四〇	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・〇〇	一・一〇	一・一	一・一

- 備考 1、總面積と納稅面積との間に大差あるは總面積に無租地たる墳墓、屯墓地を計上せしに依る（屯墓と屯界の項参照）
2、草原は面積の七扣納捐
3、公課の納付金額は一に本人の申答に依る。

屯墓と屯界 屯墓は屯境界の内輪に在り往時官荒地を拂下げたる際、住宅地、菜園、場園等の集團地を見計ひて屯墓とし屯名義の下に拂下げ、一枚の共同地照を發給し租稅一切を免除したり。後居住者の増加するに伴ひ屯墓地は各戸の分割するところとなり分割者は改めて官憲よ

り分割面積に相當する地照の交付を受けたるも依然課税せられずして今日に至る。之南滿地方の西豊縣に於けるが如く宅地、墓地も普通畑に包含せしめて課税するものと大にその趣きを異にする所以なり。

第三節 家屋に對する租税公課

家屋に對する課税なし。

現世帶構成者に對し一戸に付門牌費一角を徴收し居るのみ。

第四節 不動産取引に對する租税公課

不動産の取得に對する契稅負擔額の調査は地照及房照の提示に依るを最も簡便なる方法とするも之屯民一般の忌避する所にして調査不能に終りたり。口頭の申述に據れば仲かに番號(30)の王澤瑞が昨年中土地六畝を購入したるを見るのみなり。而て之も未だ稅契せざるが故に前記本人の所有地に計上せざりき。

建國以來地方の治安關係乃至政治關係上農村中の稍富裕なるもの都會に移住するもの多く從て農村土地は閑却され勝にして地價は往年よりも一般的低下を辿りおるも買手なし。之が南北滿を通じての現象たることは大に注目をする所なり。

第五節 農産物に對する租税公課

國稅たる出產糧石稅と縣稅たる糧捐とあり。兩者共糧棧代納の方法に依り徴收さる。課税標準は何れも前旬十日間の平均市價が採用され居るも本調査に於ては農民賣却日日期の曖昧と調査不備の關係上之が負擔額算出に際しては凡て賣價×(1+10%)即ち「一」たる賣却價格を先づ算出することにした。此の方法は或は實に近きとも考へらる。

糧石稅、糧捐の外に省城馬店の仲介人の要する周旋料―店舖―は一圓に付一分乃至三分とあるも仲介人を介せずして直接糧棧に賣渡すものあり且農民はこの店舖に付て申出たるもの極めて少かりし爲め之を負擔額に計上せざりき。左表はその負擔額を示す。

屯民の出產糧石稅及糧捐負擔額一覽			
調查番號	賣出穀物種類	數量	手取金額
4	小麥	二〇〇	六〇〇〇

稅			
賣出穀物種類	却價額	出產糧石稅	糧捐
小麥	六〇六一	〇六一	〇四二
			一〇三
			〇五二

6	同	一〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇三〇三	三〇三	二二二	五・一五	〇・五二
9	同	一七五〇	四三七・五〇	四四一・九一	四四二	三〇九	七・五一	〇・四三
16	同	六〇〇〇	一、六二〇〇〇	一、六三六・三六	一六・三六	一一四・五	二七・八一	〇・四六
17	同	二〇〇	三六〇〇〇	三六・九二	〇・九二	〇・二六	一一・一八	〇・五九
18	同	七〇〇	一八二・〇〇	一八三・八四	一・八四	一・二九	三・一三	〇・四五
19	同	二四〇〇	七九二・〇〇	八〇〇・〇〇	八・〇〇	五・六〇	一三・六〇	〇・五七
20	同	五〇〇〇	一、五〇〇〇〇	一、五二五・一五	一五・一五	一〇・六一	二五・七六	〇・五二
23	同	一〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇二・五六	二・五六	〇・七二	三・二八	〇・六六
24	同	一〇〇〇	二七〇〇〇	二七・二七三	二・七三	一九一	四・二二	〇・四二
25	同	一〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇五・〇五	五・〇五	三・五四	八・五九	〇・四三
26	同	一〇〇〇	六〇〇〇〇	六一・五四	一・五四	〇・四三	一九・七七	〇・四三
27	同	一〇〇〇	一四四・〇〇	一四・七七	〇・三七	〇・一〇	〇・四七	〇・四三
28	同	一〇〇〇	一五〇〇〇	一五・〇〇	一・五〇	〇・一〇	〇・三〇	〇・四三
29	同	一〇〇〇	一七〇〇〇	一七・〇〇	一・七〇	〇・一〇	〇・二〇	〇・四三
30	同	一〇〇〇	一七四・二五〇	一七六・〇一〇	一七・六〇	一二・三三	二九・九二	〇・四三
31	同	一〇〇〇	一〇四・〇〇	一〇六・六六	二・六六	〇・七五	三・四一	〇・四三
32	同	一〇〇〇	二、一四三・八〇	二、一六五・四五	二一・六五	一五・一六	三六・八一	〇・四三
33	同	一〇〇〇	一六〇〇〇	一六四・一〇	四・一〇	一・一五	五・二五	〇・六六
34	同	一〇〇〇	賣却稅金なし					
合計	其大 小 包 米 雜 他	三三三・九〇 二六・〇〇 三・二〇 三・二〇					一七九・五九平均	小麥五二 大豆五七

備考 車底兒は省城菜市場に於ける土地使用料なり。市政局之を徴收すと云ふ。糧捐率は從價七厘なり。

第六節 牲畜に對する租税公課

牲畜稅及び牲畜捐は本屯民の中之を納付したる例なし。屯民の語る所に依れば民國初年に會て畜圈底兒即ち農村の牲畜數を檢査し之に對す

る課税を實行せんとせし所民間の反對に遇ひて見合はされし以來行はれずと云ふ。

今参考に調査二十二戸中所有家畜数を擧ぐれば牛七五、馬一七五、騾九、驢二五、豚七五頭あり。

第七節 其の他の租税公課

第一款 車 牌 捐

牛車は一套のものとして一臺に付一圓、馬車は五套以上車牌一枚に付六圓、三、四套一枚に付四圓、二套一枚に二圓、一套一枚一圓を毎年十月以降四月末迄の間縣警察より新牌子下付の際之を納付す。此の車牌捐は大同二年七月以降捐率は全國的に統一され、農民の大半所有者は漏れなく之を納付し居るものなり。今二十三戸中に於ける車牌捐の納付者を示せば左の如し。

調査 番號	大車 台數	車牌捐 納税額 一圓	車別及 套數	調査 番號	大車 台數	車牌捐 納税額 一圓	車別及 套數	調査 番號	大車 台數	車牌捐 納税額 一圓	車別及 套數
4	一	一	牛車	16	一	一	馬車	24	六	六	牛車
6	二	二	牛車	17	二	三	馬車	25	一	一	同
9	二	二	牛車	19	六	七	馬車	27	一	一	同
12	一	一	六套馬車	20	一	二	牛車	28	一	一	同
13	一	一	牛車	23	一	二	馬車	30	七	七	內一未納税
14	一	一	馬車								

第二款 自衛團服裝費

當屯に於ける自衛團員は非職業的にして無給なり。從て屯民は自衛團費の負擔なし。現在團員十七名、內正、副團長各一名、員丁十五名あり。この中一旦有事の場合他屯のものとして討匪に出動し得るものは七名、餘のものは打官警と稱して屯の警備に任ず。團員の服裝は自備するものとし銃器、彈藥は縣公署より支給す。

團員の抽出方法は左表に示すが如く屯の住戸を三等に分ち（主に所有地の多寡に依る）一等戸四戸、毎戸一人。二等戸七戸、二戸又は三戸一人。三等戸以下は打官警に任じ四人を一組として一週間毎に交替す。

右團員抽出者の負擔せる服裝調整費一着分（布綿地、羊毛又は綿入の外套）平均四圓と見做し二年間着用せらるるものとして計算すれば

調査 番號	氏 名	負擔額 圓	備 考	調査 番號	氏 名	負擔額 圓	備 考
12	萬 凌 瑞	二・〇〇	各戸より一名抽出	10	高 餘 慶	一・〇〇	二戸より一名抽出
19	崔 玉 才	二・〇〇		17	高 文 典	一・〇〇	
28	崔 秀 峰	二・〇〇		11	高 茂 率	〇・六七	三戸より一名抽出
30	王 瑞 瑞	二・〇〇		22	高 金 生	〇・六七	
以上一等戸				23	高 壽 慶	〇・六七	
2	崔 玉 峰	一・〇〇	二戸より一名抽出				
9	葛 金 安	一・〇〇					

註、等級別は甲長及村の經理の所談に依る。

第八節 商品を通じての間接税負擔

農家の購入せる外國商品を通じての關稅、並に內國消費稅の算出は到底本調査のなし得る所に非ず。內國稅中の綿布、燐寸其の他幾多の生活必需品中割合に計算容意なるものすら調査上の不備によりその伏在稅額を検出し得ず。左の掲げたるは僅かに食鹽、麵粉、酒の三品目に付て三、四戸試みたるに過ぎずして多少なりとも參考に供せんとするものなり。

調査 番號	品 名	購入數量	伏在稅額 圓	稅 目	備 考
12	食 鹽	七二〇斤	三八・一〇	鹽 稅	家族三一人 食鹽斤數は官秤にして一二三・六斤は司馬秤の一〇〇斤なり
16	麥 粉	二〇〇斤	二・八六	酒 稅	伏在稅額合計四四・八六圓
16	食 鹽	六〇〇（二五袋）	一・五〇	麥 稅	
16	麥 粉	一五〇斤	七・九二	酒 稅	家族九人 伏在稅額合計八・五六圓
16	麥 粉	一五斤	〇・二二	酒 稅	
17	麥 粉	一〇〇斤（二五袋）	〇・一八	麥 稅	家族十七人 伏在稅額合計二四・五五圓
17	食 鹽	四〇〇斤	二・二二	酒 稅	
17	食 鹽	一〇〇斤	一・四三	酒 稅	

44 34 30 28 27 26 25 24

形態別調査戸数	経営面積平均	(A) 總收入平均	(B) 必要經營費平均	(C) 所得平均	金額平均	(A) 對比	(B) 對比	(C) 對比
自作農	一〇	三〇・六九	一・五七二・六〇	六九四・一四	七八・一三	四・九七	一一・二六	八・八九
自小作	二	四〇・〇〇	二・五五九・六〇	九五三・七〇	九六・九五	三・九七	一〇・二七	六・〇四
協同經營	二	八・七五	二五九・八五	一三五・〇二	二二・二二	〇・七四	一・六四	一・三五
自作兼農	二	一・四〇	一五八・一〇	三七・六五	二二・四五	〇・四八	一・〇四	三・二五
農勞	二	〇・五	一三九・八〇	〇・八三	一三八・九八	〇・五〇	八・四三	〇・五〇
雜業勞働者	二	〇・四五	一九三・七五	二五・七〇	一六八・〇五	〇・三八	一・三六	〇・二二
雜業兼細自作農	二	〇・四五	一九一・二〇	三二・五〇	一五八・七〇	〇・七九	四・六二	〇・九五

註 (3) 必要經營費は公課の外に天平棒一本購入せり。
(5) 夫れは僅少の野菜栽培(他人の土地に) 要する資費(一圓)と小農具費(七角)とを含む(小作料なし)
(18) 必要經營費欄に相當多額なるは鹽二頭購入せしとそれに對する飼料を要するに依る。

第二表 農家形態別租税公課平均負擔比較

經營規模	面積	戶數	(A) 總收入平均	(B) 必要經營費平均	(C) 所得平均	金額平均	(A) 對比	(B) 對比	(C) 對比
大經營	六〇・八〇	三	三・六三三・三三	一・六三三・〇〇	二・〇〇〇・三三	一八五・四三	五・二〇	一〇・七三	九・二七
中經營	二〇・二三	三	一・〇四五・〇三	四八四・三九	五六〇・六四	五〇・四六	四・八三	一〇・四二	九・〇〇
小經營	六・一四	四	四二二・二三	一四五・八〇	二七五・四三	一二・九五	三・一四	八・八八	四・七〇

第三表 自作農經營面積別租税公課平均負擔比較

第四表 租税公課別負擔狀況

調査番號	現金收入	現物收入	總收入	所得	國稅	縣稅	公課	總計
3	七・二〇	二・四〇	九・六〇	九一・〇五	一・二五	〇・一〇	〇・二〇	〇・三〇
4	一〇・五〇	一・五〇	一二・〇〇	一三四・七〇	一・二五	二・三八	〇・三〇	三・九三
5	一〇・五〇	四・五〇	一五・〇〇	一四八・二〇	七・三五	〇・一〇	〇・五〇	〇・六〇
6	四〇・〇〇	一〇・〇〇	五〇・〇〇	三三六・九五	一二・五一	一七・三七	八・一〇	二一・一五
9	四三七・五〇	四七三・五〇	九一一・〇〇	二八八・二二	四〇・九〇	一一三・九二	二二・二〇	一七八・〇二
12	一・九八六・〇〇	六八三・五〇	二・六六九・五〇	一・六〇六・一八	四〇・九〇	一一三・九二	二二・二〇	一七八・〇二
13	一九〇・〇〇	一一・〇〇	二〇一・〇〇	二六三・二〇	一・一〇	一・一〇	一・八〇	二・九〇
14	一〇九・七〇	二〇・〇〇	一二九・七〇	一〇六・二〇	一・一〇	一・一〇	〇・九〇	二・〇〇
16	三五〇・〇〇	一〇四・五〇	四五四・五〇	三七六・三一	四・三八	六・三一	二・六〇	一三・二九
17	八一四・八〇	三二〇・一〇	一一三四・九〇	七七五・五六	一八・六〇	二二・七〇	一〇・二四	五二・五四
18	二二・〇〇	二五・〇〇	四七・〇〇	一八七・九〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
19	二・九一五・〇〇	一・九五一・〇〇	四・八六六・〇〇	三・〇一七・九四	四九・七六	一〇三・七六	三三・二四	一八五・七六
20	一二四・五〇	一五九・九五	二八四・四〇	二二六・五〇	一・九九	五・一一	二・一〇	九・二〇
23	二七〇・〇〇	一七四・〇〇	四四四・〇〇	二二・一九五	九・四七	一三・七三	六・七五	二九・九五
24	五九八・〇〇	五〇・一二〇	一・〇九九・二〇	六二七・一四	一九・七五	三〇・一一	一・〇〇	六〇・八六
25	一三七・九〇	一一五・三〇	二五三・二〇	一九三・八六	一・六六	三・四八	三・〇〇	八・一四
26	一七〇・〇〇	一八・〇〇	一八八・〇〇	一八六・九〇	〇・一〇	〇・一〇	一・〇〇	一・一〇
27	二九八・〇〇	一八・三〇	四一六・三〇	二二・一七〇	〇・六〇	〇・六〇	三・五〇	四・一〇
28	二・一八一・五〇	一・八三四・〇〇	四・〇一五・五〇	二・二〇九・八六	四八・九二	八九・八二	二九・七〇	一六八・四四
30	二・六〇三・八〇	一・六二七・二〇	四・二三一・〇〇	二・一八四・九四	六二・三四	二三・九四	二三・五六	二〇九・八四
34	五四・〇〇	二六・四〇	八〇・四〇	五四・二〇	〇・一〇	〇・一〇	一・一〇	〇・一〇
44	八八・七〇	二一・七〇	一一〇・四〇	三七・九六	〇・三四	〇・三四	一・一〇	〇・三四

第五表 收入對租税公課百分比

調査番號	國稅	縣稅	公課	計	國稅	縣稅	公課	計
3	1.2%	0.4%	0.2%	1.8%	1.2%	0.4%	0.2%	1.8%
4	0.8%	0.1%	0.3%	1.2%	0.8%	0.1%	0.3%	1.2%
5	0.7%	0.3%	0.5%	1.5%	0.7%	0.3%	0.5%	1.5%
6	2.7%	0.4%	0.2%	3.3%	2.7%	0.4%	0.2%	3.3%
9	4.7%	0.1%	0.1%	4.9%	4.7%	0.1%	0.1%	4.9%
12	7.3%	0.1%	0.1%	7.5%	7.3%	0.1%	0.1%	7.5%
13	1.9%	0.0%	0.0%	1.9%	1.9%	0.0%	0.0%	1.9%
14	1.1%	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	1.1%
16	3.5%	0.1%	0.0%	3.6%	3.5%	0.1%	0.0%	3.6%
17	8.1%	0.3%	0.0%	8.4%	8.1%	0.3%	0.0%	8.4%
18	2.2%	0.0%	0.0%	2.2%	2.2%	0.0%	0.0%	2.2%
19	2.9%	0.2%	0.0%	3.1%	2.9%	0.2%	0.0%	3.1%
20	1.2%	0.5%	0.0%	1.7%	1.2%	0.5%	0.0%	1.7%
23	2.7%	0.4%	0.0%	3.1%	2.7%	0.4%	0.0%	3.1%
24	5.9%	0.1%	0.0%	6.0%	5.9%	0.1%	0.0%	6.0%
25	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%
26	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%
27	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%
28	2.1%	0.1%	0.0%	2.2%	2.1%	0.1%	0.0%	2.2%
30	2.6%	0.1%	0.0%	2.7%	2.6%	0.1%	0.0%	2.7%
34	0.5%	0.0%	0.0%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.5%
44	0.8%	0.0%	0.0%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	0.8%

[illegible]

第六表 農家形態別に見たる租税公課別平均負擔比較					租 税 公 課				
形態別	調査戸數	現金收入平均	現物收入平均	總收入平均	所得平均	國 税	縣 税	公 課	總 計
自作農	10	九六・六一	五六・〇〇	一、五二・六〇	八六・六六	三・六三	四・七七	三・二四	七・六三
自 小 作	二	一、五八・四三	一、〇三・一五	二、五五・六〇	一、六五・九〇	三・七一	五・六三	一七・六一	九六・九五
協同經營	二	一六・四三	七〇・〇〇	二六・四三	一四・八三	—	〇・四三	一・三三	二・三三
自作兼農勞	二	一〇九・四三	五〇・四三	一五八・一〇	一三〇・四三	〇・六三	一・四三	〇・四〇	二・九七
農 勞	二	一一〇・六〇	一六・一〇	一二六・七〇	一八六・六六	—	〇・一〇	〇・四〇	〇・四〇

雜業勞働者
雜勞兼零細自作

形態別 調查戶數	現金に對する租稅公課百分率				總收入に對する租稅公課百分率				所得に對する租稅公課百分率			
	國稅	縣稅	公課	總計	國稅	縣稅	公課	總計	國稅	縣稅	公課	總計
自作農	10	0.333	0.933	1.266	7.733	1.422	0.863	4.773	2.633	0.443	1.665	4.741
自小作	1	0.556	0.889	1.445	0.889	1.778	0.933	3.599	1.333	2.667	1.556	5.556
協同經營	2	0.500	0.500	0.889	0.889	0.333	0.444	0.667	0.889	0.333	0.444	1.667
自作兼農勞	2	0.500	0.500	0.889	0.889	1.000	0.444	1.422	0.889	1.000	0.556	2.444
兼業勞働者	2	0.500	0.500	0.889	0.889	0.000	0.444	0.444	0.889	0.000	0.444	1.333
雜業勞働者	2	0.500	0.500	0.889	0.889	0.000	0.444	0.444	0.889	0.000	0.444	1.333
雜業兼零細自作	2	0.500	0.500	0.889	0.889	0.000	0.444	0.444	0.889	0.000	0.444	1.333

興安南省科爾沁左翼中旗第一區二貝子府屯

調查時期 自康德二年三月二十五日 至四月九日

第三班

土地局	山崎晃
財政部	藏川滿雄、郭海鳴
文教科	原口桐雄
蒙政部	片倉進、張慶林、中川鐘一、辻厚美、喜川處爾、滿良
統計處	石井玉、中井明治、清水淳、王德壽、單庚生

一 概 況 統計處 中井明治 六七

二 王府經濟 蒙政部 片倉進 六〇

三 生 業 統計處 清水淳 六七

四 土 地 土地局 山崎晃 七七

一、概 況

統計處 中 井 明 治

目 次

- 一、位置及地勢
- 二、戸口數
- 三、部落の構成
- 四、沿革

- 五、經濟的特殊相
- 六、一般生活
- 七、隣接部落狀況

一、位 置 及 地 勢

全旗十一區中最南端、第一區の南部に位し遼源を距る西北四十五里旗公署（溫都縣王府）より遼河の二支流を隔て、西南十一里、歐里站（鄰家也西方五十里、鄰家也通遼中間驛）の東北十五里の地點に位す。一帯は沙地にして大小丘陵點々起伏し洋草、馬蓮草、蒲、荻等繁生す。道路は悉く自然道にして修築せるものなく、雨期は泥濘車軸を没するも結氷期は至る處に道あり。河川渡渉は解氷（大體三月）後にありては渡舟による。

二、戸 口 數

（一）戸 數 七一
本 旗 人 四五

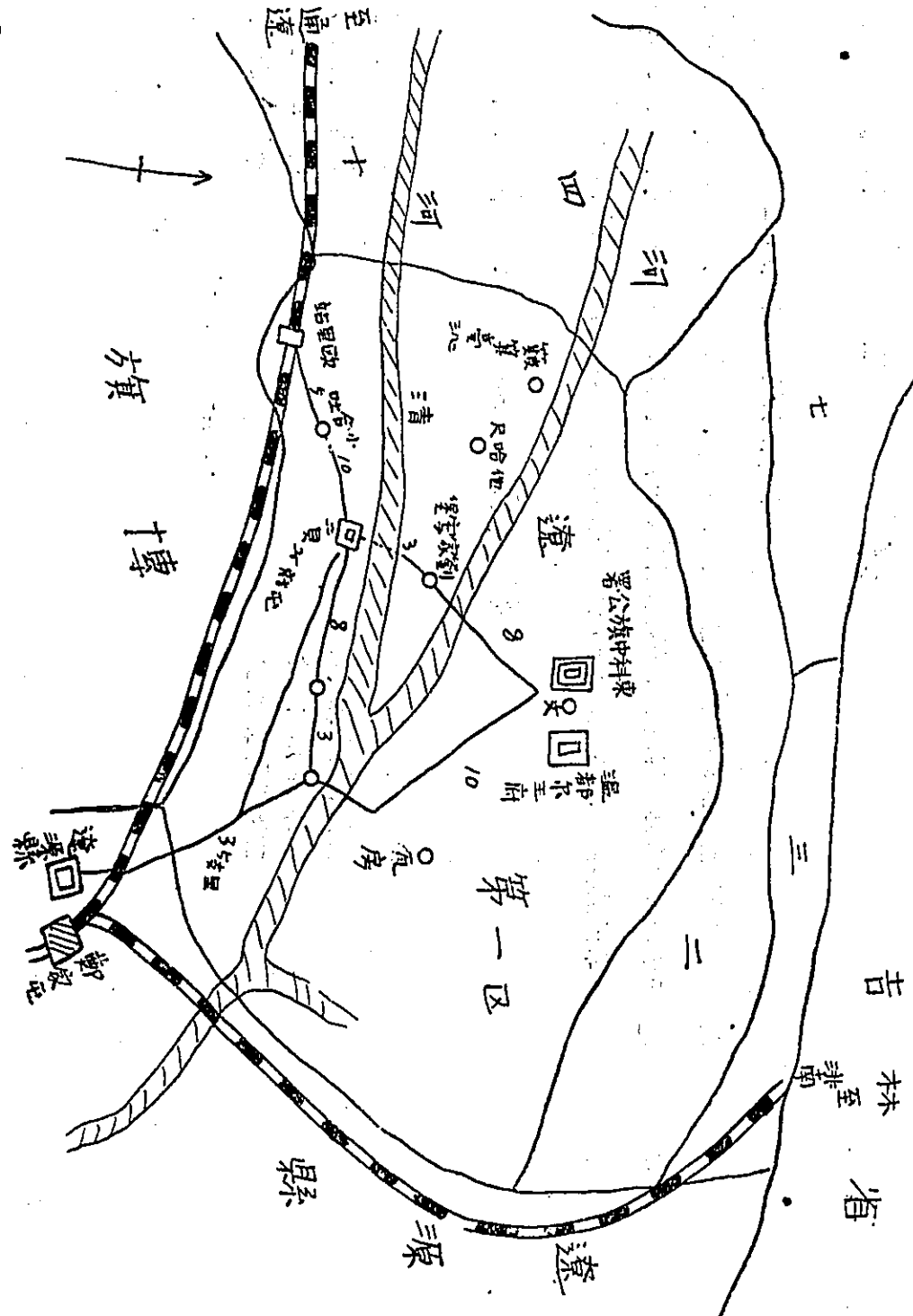
外旗人 二二四

(二) 人口数
本旗人

男 一九八

女 一五七

計 三五五



外旗人 六七
漢人 一〇
計 二七五
一戸當平均 七〇人
但し貝子府(四九人)を除外す
女を二〇〇とする男の數二二・八

五五
一二
二二四

一三三
二二三
四九九

三、部落の構成

世帯番	經營様式	男	女	計	占有地	貸付地	借入地	經營面積
四八	地主	一五	三五	一〇	一八・〇	一八・〇	一	一
六二	地主	三三	二二	五五	一五・〇	一五・〇	一	一
六五	地主	三三	二二	五五	二〇・〇	二〇・〇	一	一
七〇	地主	三三	二二	五五	二〇・〇	二〇・〇	一	一
七一	地主	三三	二二	五五	二〇・〇	二〇・〇	一	一
六九	地主	三七	二二	五九	二〇・〇	二〇・〇	一	一
六七	地主	三七	二二	五九	二〇・〇	二〇・〇	一	一
一八	地主	四二	二二	六四	一六・〇	一六・〇	一	一
二六	地主	四二	二二	六四	一六・〇	一六・〇	一	一
二八	地主	三八	一七	五五	一三・〇	一三・〇	一	一
三三	地主	一一	二一	三二	一〇・〇	一〇・〇	一	一
四三	地主	一一	二一	三二	一〇・〇	一〇・〇	一	一
四九	地主	一一	二一	三二	一〇・〇	一〇・〇	一	一
五一	地主	一一	二一	三二	一〇・〇	一〇・〇	一	一
一六	自作兼小作	四二	二二	六四	一八・五	一八・五	一	一

備考

梨樹地局長
遼源地局長

一 三 〇
〇 响
响
迄 迄

(二) 占有面積別構成

五四戶

六

六三

雜
業

日	年	鋤	內青兼日工										番號	世帶										
三〇	二七	二五	一七	二九	頭	五六	五四	五三	三四	一九	六	六三	六一	五七	五〇	四六	四五	四四	四二	四一	三九	三七	三六	三一
工			工	青																				
三四	四	二	二	三五	一	四	三	三	二	二	二	一	二	四	三	六	六	二	三	二	二	男	人	
一四	三	二	一	三三	一〇	三	二	二	二	一	三	三	二	二	三	一	六	二	三	二	四	女		
四八	七	四	三	六八	二	七	五	五	四	三	五	四	四	六	六	七	二	四	六	四	六	計	口	

(三响)

六三〇

二〇响迄	七
五一响	一
二一〇响	一
一、六六〇响	一
計	七一

註 一、土地は旗民總有であり賣却、典、押等禁ぜらる。

二、鑄青は本屯に於ても一般的分類に従ひ小作として扱ひたるも、内青外青ともに一定の土地を個別に借受くるものにあらず、總てその隸屬する占地戸の土地を占地戸の命のまゝに共同耕作をなすものにして、寧ろ農業労働者を見る可きであらう。

四、沿革

(一) 旗の沿革

科爾沁左翼中旗は前清崇德元年義和康格利格協理の地に設置せられ降而順治七年左翼後旗分離獨立し爾後現在の法庫、康平、昌圖、懷德、梨樹、遼源、雙山、通遼等の地域は相續きて開放分離、縣を設置せらるるに至り現時の如き小旗となりたるも、今尙右各縣には地局を置きて租賦の徵收をなしつゝあり。

旗長に當るものとはと扎薩克と稱し本旗第一代の扎薩克は成吉思汗長弟拙赤哈撒兒第十八世孫宰桑(扎義桑)の第四子滿珠習禮にして、崇德元年扎薩克多羅巴圖爾郡王に爵封せられ順治十年和碩達爾罕巴圖爾親王に推されて、世襲罔替となり、爾後子孫相繼ぎて十六代扎薩克和碩達爾罕親王那木濟 色楞に至り民國二十年秋奉天事變の後北京に移住したるを以て、同族溫都爾親王陽倉扎布之を襲ひ、大同元年八月一日旗長に任ぜられて今日に至れり。

(二) 本屯の沿革

本屯は歴史極めて新しく貝子(旗長溫都爾親王の弟)の祖母約八十年前溫都爾王府より此地に移住したるに始まり、當時は屯名も「ハトネタブ」(夫人の窩棚の意)と稱し放牧を主業とし、農業は自給し得る程度に行はれ居たり、其後貝子(當時は輔國公)十八歳の時(今年五十四歳)五府より祖母の許に至るに及びて屯名も二公爺府屯と改稱せられ、民國二十年貝子に任ぜられてより、二貝子府屯と稱せらるるに至りたり。

本屯は兵亂匪害等を被りたる事なく、天災の被害比較的少く且可耕地相當あり、逐次移住者を増加して現時七十戸を數へ専ら農耕を業とするに至りたり。

五、經濟的特殊相

(一) 土地

經濟關係は別項に詳述しあるを以て茲には只概況的に經濟生活上の特殊性と認むるところを二三掲ぐるに止む。

土地は旗民總有の觀念の下に未占有地は本旗人たる限り農墾局に届出れば、旗内何處を占有するも自由なるも、本屯附近の好地は既に占有し盡され剩るは沙地のみなり。

好地は普通二三年に一回施肥(人、獸糞)し風水災等特別の障害のなき限り、永年の耕種に堪ふるに反し沙地は施肥の價值なしとして、之を行はず、一兩年にて廢耕し廢耕せる土地は數年にして、再び地味を恢復して耕種に堪ふ、而して一度廢耕せば占有權は同時に消滅して、再び總有に歸し前占有者は何等の優先權も有することなし、こゝに土地の使用收益の事實を占有と稱したるも、この占有地に對しては處分權なく(相續、放棄は自由)従つて賣買は許されず、典、押も行はれず。

尙蒙古統治に關しては清朝以來軍事外交を除く外は、一切扎薩克に其の管理を委ね、蒙地の保全に當り居りしも、時代の流れは到底之を阻止し得ずして、次第に侵蝕せられ文化に取殘されし蒙民の壓迫日に加はる状態となり居たるに鑑み、建國後之が保全のため大同元年十一月三日敕令第一〇五號を以て左の發布を見たり。

興安各省各旗旗地ノ保全ニ關スル件

興安各分省各旗旗地ハ既開放地ニ於テ現ニ合法ノ權利ヲ有スル者、又ハ興安總署長官ノ許可ヲ受ケタル者ヲ除クノ外、私放又ハ私ニ租與墾種ヲ行フヲ禁止ス、但シ原有蒙古旗民ガ自ラ墾種シ又ハ放牧其ノ他ノ爲旗地ヲ利用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 小作

上述の如く土地は旗民總有なるも資力乏しく牛馬農具等購入し能はざるものは、本旗人たりとも已むを得ず、鋤青となり又外旗人及漢人は占有を許されざるを以て、有資者は租戸（漢人は建國後租戸となりたるものなし）無資力者は鋤青として農耕に参加す（但し宅地の如き小地は外旗人漢人と雖問題なきが如し。）

1 種類		農具		種子		開墾期に於ける仕事（地主に對する義務）		食事		分		穀物		配	
鋤青	外青	鋤青	外青	地主	地主	地主	地主	地主	地主	地主	地主	地主	地主	地主	地主
租	活	租	活	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
死	死	死	死	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

- 一、本屯にては鋤青は殆ど蒙人、租戸は漢人多く總て他屯に住す。
- 二、内青は地主の家にて食事する代償として一年中地主の家の家事に従ふ。
- 三、鋤頭青は老人子供のみ家に鋤青に出る能はざるもの或は契約期に遅れたる者等地主に請ひて農具を借り小地を耕作するものにて其例少なし。
- 四、地主は適語にあらず一般に東家或は當家と稱す。

契約時期は略舊正月にして期限は一ヶ年なり。
契約は總て口頭にて行はれ押租銀、保證人も要せず只新移住者にて兩當事者未知の場合に仲人を介す。
租戸は悉く他屯に住するも契約は全く右に同じ、租戸管理人（撥頭）を置きたるものは、關係事項一切殆ど之に委ねたり、本屯にて撥頭を有するは貝子及三公の兩家のみなり、撥頭（漢人）は何れも二十餘年前より兩家の租戸たるも管理の報酬として小作料を免除せられたり。
小作料（分配）は別表の如くなるも不作の年には軽減せらるゝを普通とす。

(三) 主要農作物

本屯は粟、高粱を以て主食物とし之が收量及耕種面積最も多く、食物に關する限り自給自足にして之が剩餘を販賣し得るものは殆ど貝子のみなり、左に全屯及貝子の主要農作物及其の耕種面積を表示して參考に資す。

收		量（石）		耕種面積（天）	
高梁	粟	全屯	貝子	全屯	貝子
七七一・八八五	六四四・六六五	五五九・三八五	一八四・五	八五	五七
二二二・四九五	四六・九〇二	四二五・一六五	一四・五	九五	三〇
四〇・八二〇	二五・九四〇	一七二・七九五	一三・一〇	一〇	八
二五・九四〇	二九・一〇〇	四六・九〇〇	三・三	二七	五
二九・一〇〇	一五・五二〇	二二・三三〇	一・〇	二七	五
一五・五二〇	四・二〇〇	七・三四〇	一・〇	二七	五
四・二〇〇	二・〇〇〇	二・九一〇	一・〇	二七	五
二・〇〇〇	二・〇〇〇	八・五一〇	一・〇	二七	五
二・〇〇〇	二・〇〇〇	四・二〇〇	一・〇	二七	五

(四) 牧畜

古來蒙人にとりては馬牛羊等唯一の財産と稱すべく本屯に於ても開祖は放牧の地として此處に定住したるを以て其後裔たる貝子は現在も多數の牛馬を有す、然れども貝子及三公以外は殆ど貧農に屬し僅に土地を占有する者耕作用として飼養するに過ぎず從て本屯に於ては蒙古特有たる牧畜の認むべきものなし。

次表の中大部分は貝子に屬す

成		仔		計	
牛	馬	牛	馬	牛	馬
一五七	二三八	九一	一三	二四八	二五一
一三	一三	一	一	一四	一四
四三	四三	一〇	一〇	五三	五三

(五) 租 税 公 課

本屯に於ける現在の租税負擔は農墾捐と車牌捐の二種にして(納税者は占地戸)其他何等の公課もなし。

車牌捐は一頭立一圓、二頭立二圓、三頭四頭立四圓、五頭立以上は六圓にして陰曆十二月農墾局より人を派して徴収す。

農墾捐は康徳元年度より始められたる税目にして未開放地本旗蒙人(占地戸)に課し陰曆十月農墾局徴収す。

税率は一天地當上則地一圓二角、中則地八角、下則地六角の外沙地に就ては犁を以て標準とし大犁一付十圓、小犁六圓なり。

茲に犁とは犁そのものを指すにあらずして面積の一單位なり。元來本地方の面積の單位は天にして一天は十畝、一畝は二八八弓、一弓は五尺(日本尺五・二三尺)と稱せらるゝも本屯附近は未だ會て丈量の行はれたることなく一般に斯る數的觀念なく天以下は半天、半天に満たざる地半天の半分等の如く呼ぶ、耕地は一般に朝を以て單位となす。彼等は午後は勞働せず早朝牛馬を率て出て正午頃には耕作を罷めて歸路に着くを普通とするを以て之の稱あるものなり。而して一朝は一朝一犁を以て耕し得る廣さの意にして五畝乃至一天地弱なり而して牛馬及其頭數によりて右の差異を生ずるを以て二頭馬、四頭牛にて何朝の如く稱す。

一犁は一季間(略陰曆四月中)に播地し得る廣さにして約三十朝を指すものなり。然し乍ら農墾局に於てすらも三十六天地に於て一犁分を徴するもあり七十餘天地に就て同じく一犁分を徴するもあり申告によるものとは云へ甚だ不規則なり。

(六) 貸 借

金錢の貸借に就ては本屯は糧食燃料殆ど自給自足なるを以て鹽、燐寸、表服用綿布等生活必需品の購入の外は貨幣經濟に交渉なく從て金錢の貸借も極めて小範圍に極限せらる。貸借は一般には本屯内にて行はれ口頭、無擔保にて簡單に親族、知己或は東家より借入利子は月二分乃至三分(二分、二分五厘多し)にして餘裕なきものに對しては之を催促せず、大農は鄰家屯の取引糧棧より借入るも二三圓なれば口頭にて巨額に上るときは保證人を連ねて證書を作成す。農民の擔保は主として土地なるも未開放地は之を許されず從て總て無擔保なり。

穀物に就ては鋤青は春東家より借入秋收を以て返済するを普通とし一般に穀物の貸借は金錢のそれより多く契約の内容は金錢の場合と同様なり。

其他物品の貸借に關しては運般用具たる大車の借用多く之に對しては小作の項にも觸れたる如く謝禮として山野より刈り來りたる薪草を納

むることあれども普通には閑散期に於て數日間貸主(主として自己の東家)のためその勞役に服するを例とす。

六、一般生活

旗長の弟色拉哈旺珠爾(貝子銜輔國公一通稱貝子爺或二公爺と呼ぶ)及び色靈那達穆德(輔國公銜頭品台吉—三公爺と呼ぶ)は道に封建時代華やかなりし王公としての面影を留め豪奢なる生活を營むも他は小占地戸數戸を除けば總て鋤青及び農業勞働者にして收益漸く一家を支ふるに垂んとする零細民なり。然るに彼等は生活の改善向上等は殆ど念頭に置かず低級と稱するよりは寧ろ原始的と謂ふべく閑散期にありても燃料として枯草を刈る外は副業を營むものなく只月に數回(奇數日の内)村民舉りて或は隣村と共同し附近十數里の圈内に打圍を行ひ兎野雉等の狩獵を行ひ晩車を賑はす程度にて金錢に換へ必需品と交換をなす程度の收穫殆ど無く閑散期の唯一の娛樂たるに過ぎざる状態なり。然し乍ら妻女は甚だ勤勉にて能く家事萬端を處理し餘暇には一家の衣服帽靴等の仕立修理をなすを調査中各戸に於て見受たり。

次に貝子に就き一言せんに貝子は現在旗公署の諮政、梨樹地局局長として其の收入言ふに足らざるも本屯農耕地の大半を有する富戸にて慈善博愛の高徳を備へ殊に事變前年の水災の際自己の穀倉を開放せる外、鄰家屯の取引糧棧より多量の穀物を購入して本屯は勿論隣村に迄救済の溫手を延べ一け年間貧者に食を給したりとして今尙尊信の的たり。平年に在りても貧者の彼に救を求むるもの多く之等に對しても悉く溫情を以て之に接せざるなく人其の徳を稱せざるなく、實に本屯の慈父にして一村舉りて彼の下に極めて平穩なる一家をなせるが如き感あり。

然れども詳細に本屯の社會經濟機構を窺へば、其の封建意識に今尙掩はれた部落の大部分を占むる鋤青群は其收穫の半を得るのみにて、到底一年の食糧を満たし得ず、春に至れば地主より借入を行ふを普通とし、從つて常に地主に對する農奴的隸屬より脱し能はざるは我國一般農民の現狀に些かも異例をなすものにあらざるなり。

七、隣接部落狀況

隣接部落に就ては交通の不便と時間的關係により詳細なる調査をなし得ざりしを遺憾とす。

小合吐は現地に至り二三村民を聚めて聴取せるものを茲に纏めたるも他屯に關しては之を實施し得ざりしを以て左に康徳元年十月旗公署發

表の統計表を引用して一般屯勢を窺ふの資とす。

1 小合吐	
(1) 本屯よりの距離 西南十里	
(2) 戸口数	二四 (全部蒙人)
戸口数	一八四
男	九八
女	八六
(3) 階級別戸数	
占地戸	一四
二〇天地以上	二
一〇天地以上	二
一〇天地以下	九
教員	一
計	二四
(4) 作付面積	二〇〇天地
高粱	一〇〇
谷子	五〇
蕎麥	二五
糜子	二五
(5) 教育機關	一
私塾	一
設立	康徳二年二月二十五日
教員	蒙人一名、彰武縣某私塾出身
生徒	蒙人男八名 (八歳—十二歳)
課目	漢語 (三字經、百家姓、千字文、農家雜字)
學費	一年國幣五元、小米一斗

2 康徳元年十月旗公署製 (撮要)

全旗一二努圖克		第一努圖克	第二努圖克第三嘎食(一一屯)	第一努圖克第三嘎查貝子府屯
戸数	一〇、三三一	一、四七三	二二〇	七一
人口数	五八、五〇八	七、七七二	一、二七九	二五四
男女計	四四、四七八	六、〇一〇	八七〇	二二二
百家長	一〇二、九八六	一三、七八二	二、〇四九	四六六
十家長	一〇二	一四	二	一
馬	九八四	一三八	二〇	四
牛	八、七七八	一、四〇九	二六四	二五一
綿羊	二六、六四〇	二、七六二	五六四	二四八
山羊	四、四〇四	二四一	二〇六	七五
山	四、七八五	二九三	二四〇	一六
駝	一七八	七	一	四
井	一、七六〇	二二三	二六	
車	三、六五三	五三五	九五	
熟地	九八、七七二响	一三、六八三响	二、五五七响	
所管屯數	四八一	六二	一一	
廟宇	四九	六		
喇嗎	二四	一		
喇嗎	三、〇八三	五五〇		

3 隣接部落との關係

陰曆七月喇嘛僧を召きて天地の神を祀り太平經(久經)を念じて豐年を謝するを例とし隣村と共同して之を行ふこととし其の他打圍の際共同参加をなすことある外は相互の關係殆ど見るべきものなし。

本旗に於て區村自治、保甲制度等未だ實施せられず従つて屯間の直接的政治關係なく且又各屯は殆ど同程度の農村にして其の需要供給は共に略一致し各々直接に鄰家屯に取りを有するを以て經濟的にも亦關係極めて稀薄たるなり。

二王府經濟

蒙政部片 倉 進

六四〇

目次

緒論

第一章 二貝子府屯

沿革及び發達の経路、形状地勢、戸口行政

第二章 二貝子府

蒙古王公閥族としての貝子府、滿洲建國後の貝子府

第三章 二貝子府の生産規模

一般的構造

1、概説

2、土地

3、土地利用

4、農民勞働諸形態

5、農具、役畜

第四章 二貝子府の生産經濟

1、收入

所有地並地積、農産額

2、生産費

地代、農具

3、經營收支

第五章 結語

緒論

荒漠たる蒙古の土地が漸く農業社會への轉換を開始したるは順治元年（一六四四年）頃より始まり康熙に互つてである、而して各種招民開墾に依り發展展開されたのである。

本調査地域二貝子府屯は舊哲里木盟達爾罕旗の開放により逃れ漢人の襲撃に常におびやかされつゝある未開放蒙地にして遊牧形態より完全に離脱し掠奪農法による小經營を以て、其の餘力を保ち、集團的に宅地を有し、耕地を其の周圍に有する集團的蒙古部落である。

遊牧より農業への轉換の動機崩壊過程に依る開放問題は暫く擱き

1、農民は如何に自己を養ひ生活して居るか。

2、土地は如何に施肥され居るか果して合理的なるや。

3、家畜は如何に勞働し、如何に飼育され居るや。

以上は本調査の目的であり、課題である。分析の基礎を土豪であり、舊蒙古社會に於ける王公の一員たる閥族二貝子を中心として以下概論することとする。（外的自然的條件は一切除外することとした）。

第一章 二貝子府屯

沿革及發達の経路

本屯は昔時樹木多く爲に今より八十年前頃迄は旗人伐木の地として觀られ、隣接地鄭家屯の開放せらる頃（六七十年前）より集る者多く房を結び窩棚を造り家畜の放牧を觀られる様になつた。

現に貝子祖父の第二夫人此の地に別墅を建てたるに依り蒙古名「ハテアントウブ」（夫人窩棚の意）と稱せらるゝ様になり、農地を開拓し現在に到りたるものにして、現戸主二貝子、民國二年清朝より貝子稱號を授けられ、二貝子府屯と改まり俗稱されたるものなり。

二貝子は今より三十五年前、祖父第二夫人の死後を襲ひ來住したるものにして以後旗民の集るもの増加せり。

形状、地勢

北方に遼河を背負ひ、平坦たる平原中に在り、起伏山岡は放牧、牧草地として殘されて居り、東方に博古吐爾山を望む。鄭家屯を去る西方

女三人（二人は甘珠爾扎布へ嫁す）なり。

女三人（二人は甘珠爾扎布へ嫁す）なり。

五表 二頁子家屋內譯

畜	井	浴	耳	平	草	瓦	種
舍		室	室	房	房	房	類
一四	二	一	四	三六	五	九	總間數

今其の家庭を親えば、戸主家族六人は常に寢室内に起居し、十數年前改築したりと稱するものなるが、日本疊を敷きたる室を設け、客廳脇には日本式五右門風呂をそなへつけ、客廳には戸主趣味に依り蒐集せる古陶器所狭き迄列べられ、來訪者に觀覽せしめ居れり。

之等の什器、生活用器に及ぶ調査は到底今次の調査に於ては成し得ざる所のもの參考のため左に部落九戸の家具一覽表を示す。

第六表 (一) 生活用家具の種類及數量

家具名稱		調查番號	數量	價額
棹子	二			二・二〇
燈子				
筆				
墨				
硯				
鐵勺子	四			
鍋鑿子	二			
櫃子	一			
箱子	一			
堂箱	一			
家具名稱		調查番號	數量	價額
鐵勺子	一			〇・二五
鍋鑿子	一			〇・二五
櫃子	二			一〇〇・〇〇
箱子	一			三・六〇
堂箱	一			
家具名稱		調查番號	數量	價額
鐵勺子	一			〇・二五
鍋鑿子	一			〇・二五
櫃子	二			一〇〇・〇〇
箱子	一			三・六〇
堂箱	一			

第六表 生活用家具の種類及び數量

[illegible]

家具名稱
調查番號

												家具名稱		開查番號	
菜板子	甕缸	水桶	箕子	盆子	水瓢	碗瓢	鍋	硯	墨	筆	棹子		數量	價額	
一	二	一	四	一	二〇	二	一	一	一	二			28		
〇・三五	二・〇〇	〇・一〇	〇・四〇	自作	二・六〇	二・〇〇	一	一	一	二・二〇					
一	二	二	二	三	二	二〇	二	一	一	二	四		43		
自作	〇・八〇	二・〇〇	〇・二〇	〇・三〇	自作	一・六〇	二・二〇	〇・一〇	〇・〇五	〇・二〇	四・四〇				
一	一	二	一	六	一	一五	三	一	一	一	三		48		
〇・三五	〇・四〇	二・〇〇	〇・一〇	〇・六〇	自作	一・二〇	三・〇〇	一	一	一	三・一〇				
一	二	一	四	一	一〇	三	一	一	一	二			67		
〇・三五	二・〇〇	〇・一〇	〇・四〇	自作	〇・八〇	三・〇〇	一	一	一	二・二〇					
六四五	一・〇	〇・八	二・〇	一・三	四・三	一・三	一六・三	二・五	〇・三	〇・三	二・八		平均		
〇・三五	〇・三三	二・〇〇	〇・一三	〇・四三	自作	一・三〇	二・五〇	〇・〇三	〇・〇二	〇・〇六	三・〇八				
〇・三五	〇・四〇	一・〇〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・二一	〇・〇八	一・〇〇	〇・一〇	〇・〇五	〇・二〇	一・一〇				